

残余財産の分配にかかる 今後の予定及び手続きの概要

平成30年10月
東京都報道事業厚生年金基金

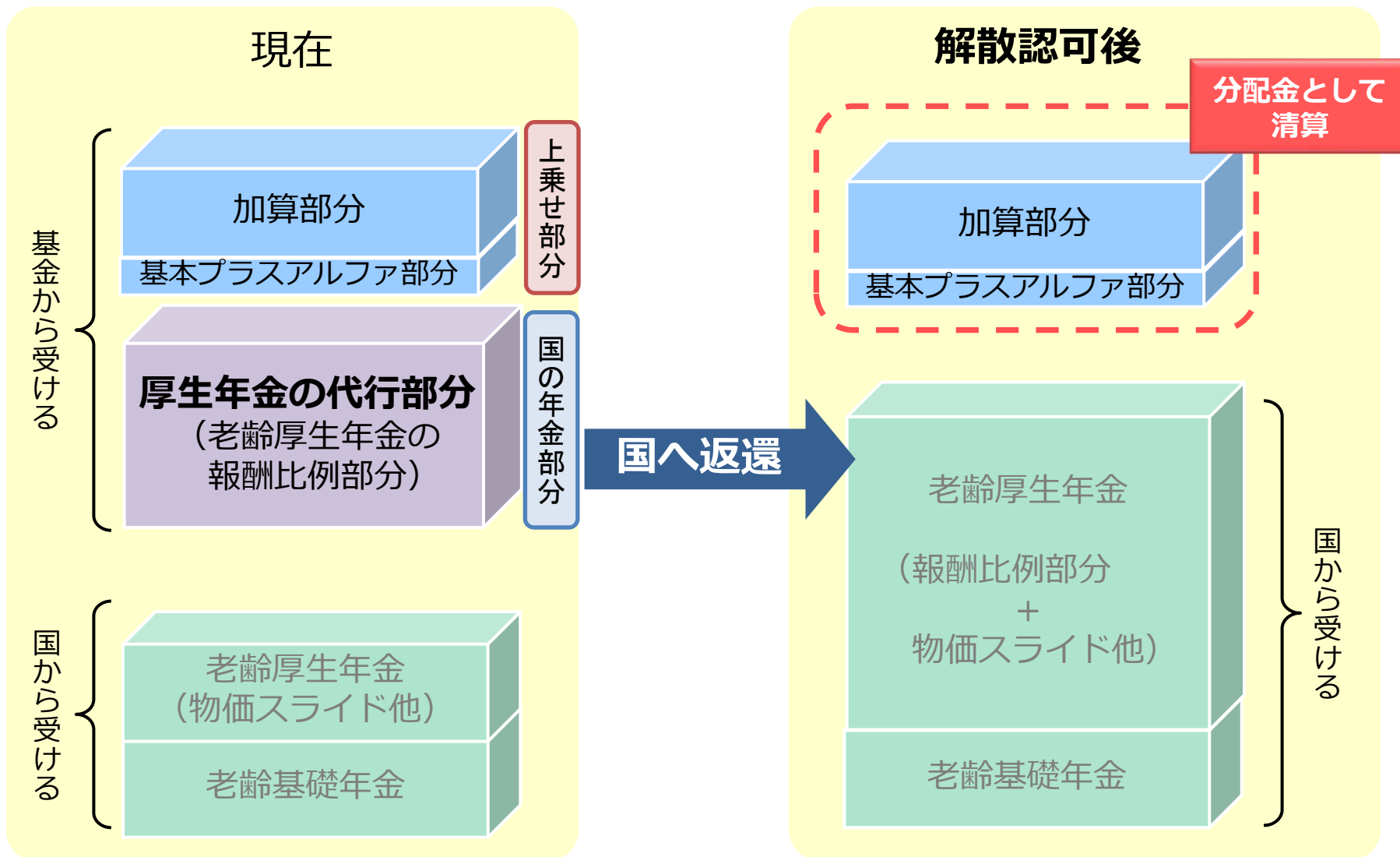
(1) 残余財産の分配～概要

最低責任準備金（国へ返還しなければならない金額）を国に返還した後、残余財産がある場合、基金規約に定められた方法で加入員・受給権者の皆様に分配することとなります。

なお、分配金は他制度に持ち込むことも可能です。

- ✓ 残余財産の確定には、加入員の皆様の他、受給権者等すべての方の記録整理が完了した上で、正式計算を行いますので分配金額の確定までは相当の期間を要します。
- ✓ 分配金の支払いは平成32年10月前後（解散認可の約2年後）となる見込みです。
- ✓ また、所得税法第34条の規定によって分配金は税務上、退職所得ではなく、一時所得として取り扱われます。
- ✓ ただし、分配金を他制度に持ち込んだ場合、持込み先での給付時に持込み先の制度に応じた税務の取扱いとなります。（持込み時には課税されません。）
- ✓ なお、他制度へ持ち込むためには、遅くとも平成31年10月頃までに、新規制度の設立、加入または既存制度の変更が必要になると見込まれますので、早急に取り扱い金融機関等と十分にご相談ください。

(1) 残余財産の分配～概要



(2) 今後の予定 【他制度持込み「なし」】

分配金を他制度へ持ち込まない場合、今後の流れは次のとおりです。
なお、平成30年10月時点での見込みであり、時期は前後します。

時期 (見込み)	項目	備考
平成31年4月頃	・解散認可日時点の加入員の住所等のデータ提出のご案内	分配金を支払うために従業員の皆様の住所情報等をご提供いただきますので、その旨のご案内を貴事業所へお送りいたします。
平成31年12月頃	・加入員の住所等のデータご提出時期	解散認可日時点の加入員の住所等のデータをご提出いただきます。ご提出いただいたデータによりご本人様に案内を開始します。 (平成32年5月頃から順次) その後、すべての方の請求書を取りまとめて分配金の支払い手続きを進めます。
平成32年秋頃	・残余財産の分配	分配日は全員一律とさせていただきます。

(3) ①今後の予定 【他制度持込み「あり」】

分配金を他制度へ持ち込む場合、今後の流れは次のとおりです。
なお、平成30年10月時点での見込みであり、時期は前後します。

時期 (見込み)	項目	備考
ご案内済み	・分配金の他制度持込み同意書等提出のご案内	解散にかかる同意書の案内と同時に、残余財産を確定給付企業年金（DB）もしくは確定拠出年金＜企業型＞（DC）へ持ち込む場合の必要書類をご案内済みです。
平成31年4月頃	・解散認可日時点の加入員にかかるデータ提出のご案内	どなた様の分配金を他制度へ持ち込むのかをお教えいただく必要があるため、その旨のご案内を貴事業所へお送りします。 ※持ち込まない方は基金より分配金を支払う必要があるためです。 例えば、正社員のみで他制度を実施している場合、パート等の方は分配金を支払う方となります。 なお、分配金を支払う従業員については住所情報等をご提供いただきます。
平成31年10月頃	・分配金の他制度持込み同意書等提出期限	DBは事業主の同意及び加入員の2分の1以上の同意が必要です。 DCは加入員の2分の1以上の同意が必要です。
平成31年12月頃	・加入員にかかるデータのご提出時期 (分配金を持ち込む対象者及び持ち込まない方の住所等)	解散認可日時点の加入員にかかるデータをご提出いただきます。 ご提出いただいたデータにより分配金を支払う方に案内を開始します。（平成32年5月頃から順次） その後、すべての方の請求書を取りまとめて分配金の支払い手続きを進めます。
平成32年秋頃	・残余財産の他制度への持込み ・残余財産の分配	他制度への持込み時期は制度によって異なります。 なお、分配金の支払い日は全員一律とさせていただきます。

(3) ②持ち込むための提出書類

【他制度持込み「あり」】

DB、DCへ持ち込む場合は、平成31年10月頃までに書類の提出が必要です。
中退共へ持ち込む場合は、分配（平成32年秋頃）の直前に書類の提出が必要です。

分配金を持ち込む制度	基金へご提出いただく書類（予定）	備考
確定給付企業年金 (DB)	<ul style="list-style-type: none"> ①DB制度の承認番号（認可書の写し） ②DB規約の写し ③事業主の同意について ④同意書（加入員） ⑤【受給権者も持ち込む場合】同意書（受給権者） 	③～⑤は基金が行政宛て提出を求められております。
確定拠出年金〈企業型〉 (DC)	<ul style="list-style-type: none"> ①DC制度の承認番号（認可書の写し） ②DC規約の写し ③同意書（加入員） 	③は基金が行政宛て提出を求められております。
中小企業退職金共済 (中退共)	<ul style="list-style-type: none"> ①送付依頼書 ②解散存続厚生年金基金から勤労者退職金共済機構への 交付（資産移換）措置申出書 ③解散存続厚生年金基金から勤労者退職金共済機構への 被共済者別交付（資産移換）措置申出書 ④解散存続厚生年金基金による勤労者退職金共済機構への 交付の申出に係る証明書 	<p>①～④は基金が中退共宛て提出を求められております。 （貴事業所と基金の連名による提出書類となります。また、④では従業員の同意取得が必要となります。）</p> <p>提出書類は中退共に問い合わせの上、中退共の指示に従ってください。</p>

(4) 提出いただくデータ (予定)

分配金を支払うために従業員の皆様の住所情報等を提供していただきます。
平成31年12月頃に以下のようなレイアウトにて提出していただく予定です。
なお、正式案内 (レイアウトを含む) は平成31年4月頃の予定です。

本人属性情報						遺族属性情報 (ご本人がお亡くなりになられている場合のみご入力ください)					
通番	(固定値)	加入員番号	事業所番号	(空白)	ｶﾞ氏名	漢字氏名	本人死亡年月日	ｶﾞ氏名	漢字氏名	性別	続柄
1	1	123456	123		ｽｽﾞｷ ｲﾁﾛ	鈴木 一郎					
2	1	123457	123		ｽｽﾞｷ ﾀﾞｲ	鈴木 太郎					
3	1	123458	123		ｽｽﾞｷｼﾞﾛ	鈴木 次郎					
4	1	123459	123		ｻﾄｳ ｲﾁﾛ	佐藤 一郎	7301201	ｻﾄｳ ﾊﾅｺ	佐藤 花子	6	1

現時点でのイメージであり、今後、変更となる可能性があります。

住所情報 (本人/遺族) (ご本人がお亡くなりになられている場合は、ご遺族の住所をご入力ください)			分配金の取扱い				退職情報 (退職者に"1"を入力)	退職年月日
郵便番号	住所	電話番号	いずれかの欄に"1"を入力					
			個別分配	確定給付企業年金	確定拠出年金	中小企業退職金共済		
1040045	東京都中央区築地 1-2-3	03-1234-5678	1					
					1			
1040045	東京都中央区築地 3-4-5	03-3456-7890	1				1	7310315
1040045	東京都中央区築地 4-5-6	03-4567-8901	1					

【照会先】

東京都報道事業厚生年金基金

☎ 03-6264-7850